

知識は  
力なり

# My Adviser

(顧問弁護士)

加地和法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/  
京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士加地

## ごあいさつ

遺言は愛のメッセージと言われたりします。自分の死後、残された家族に最後の愛のメッセージを送るためには遺言を作成する必要があります。また、遺言がないばかりに遺産争いが生じる場合が多々あることからすれば、骨肉の争いを避けるためにも遺言を作成する必要があります。今回は遺言について考えましょう。

平成20年7月

弁護士

加地

和

弁護士

政次

秀夫

## 遺言書を作しましょう



弁護士政次

(問1) 遺言の種類にはどのようなものがありますか。

(答) 一般に遺言には、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言の三種類があります。このうち、②公正証書遺言が、一番確実でお勧めです。これは、公証人役場で、公証人に作成してもらう遺言書です。二人以上の証人の立会が必要という点や手数料がかかるという点でデメリットがありますが、公証人が関与しますので遺言が方式の不備のため無効となる心配がないという点や公証人が原本を保管するので紛失のおそれがないという点でメリットがあります。

(問2) 遺言が特に必要と思われるのは、どのような場合ですか。

(答) ①夫婦に子供がいない場合で、妻にすべての財産を継がせたい場合(遺言がないと夫の兄弟姉妹も法定相続分を取得することになる)。②自分の世話をしてくれる子供に他の子供より多くの財産をあげたいと思っている場合。③農業や事業の後継ぎを決めておきたい場合。④遺産分割の話し合いが難しいと予想される場合(相続人が多数いるとか財産が土地建物で分割しにくいなどの事情がある場合)などです。

(問3) 遺言書を作成していても、後に争いが生じる場合があると聞きます。遺産争いの生じない遺言の作り方はどうすればよいのでしょうか。

(答) たとえば、相続人となる子供が3人いるのに、そのうち長男だけにすべての財産を相続させる旨の遺言を書くと、他の2人の子供は、法律で定められた「遺留分」があるので、その分の財産をよこせという請求ができます。ここで「遺留分」とは、相続人に保証された最低限の権利をいいます。(右上へ)

そこで、相続人間でこの遺留分をめぐる争いが生じる場合があるのです。遺留分をめぐる争いを避けるためには、相続人の遺留分を十分考慮した遺言を作成する必要があります。具体的には、すべての財産を長男に相続させるのではなく、他の子供2人にも遺留分相当額の財産を相続させる旨の遺言にするのです。遺言書に遺言執行者をAにすると書いておけば、Aが署名押印するだけで遺言内容を実現出来ます(問5関連)。

(問4) 財産を相続させよる予定であった者が遺言者より先に死亡したらどうなるのですか。

(答) たとえば、「不動産Aを長男に相続させる」という遺言を作成したが、長男が自分より先に死亡した場合、「不動産Aを長男に相続させる」という遺言は無効となります。あなたが、長男の子供に不動産Aを継がせたいと思っている場合は、遺言を書き直す必要があります。遺言を書き直すとき、あなたが元気なら問題ありませんが、仮にあなたがその時点で遺言能力を欠いていたなら、遺言の書き直しはできません。そこで、最初の遺言に「もし、長男が自分より先に死亡した場合は、不動産Aは長男の子供に相続させる」という予備的文言を入れておけばよいということになります。これを予備的遺言といいます。

(問5) 遺言の内容を確実に実行してもらうためにはどうすればよいのですか。

(答) 遺言書に遺言執行者をAと書いておけばよいでしょう。遺言執行者とは、遺言を執行できる権限をもっている人のことをいいます。たとえば、預貯金の払い戻しは、遺言執行者がいれば、その人だけで手続きができますが、遺言執行者がいなければ、相続人全員の実印がないと金融機関は手続に応じてくれません。遺言執行者には、相続人でもなれますが、トラブルを避けるためには、弁護士や司法書士などの専門家に依頼したほうがよいでしょう。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには243問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所まで電話下さいませ。

(広告⑥)